

令和5年度に差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合でも、今回提出の明細書には反映されません。  
 (この明細書に反映されるのは前年度以前に差し引いた分のみです)

## 令和5年度分 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書

令和5年度分の申告から見ると  
 ・前々年度：令和3年度  
 ・前年度：令和4年度 となります。  
 真ん中の列には、(a)のうち令和4年度以前で使用した繰越損失額を記入してください。

平成31年中に生じた損失(令和2年度分の申告)は令和3年度、4年度、5年度まで繰り越すことができます。  
 この例では、上場株式等に係る配当所得等は申告不要とし、損失を繰り越す申告をしていますが、仮に所得(の一部)を申告分離課税で申告した場合、令和5年度は最大300万円分の繰越控除の適用が可能ということになります。

損失が生じた年	損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度へ繰り越した損失額	前々年度分及び前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失額	本年度分以後に繰り越して差し引かれる金額
	(a) 4,500,000 円	(b) 1,500,000 円	a)-(b) 3,000,000 円
平成31年	2,000,000 ↑令和3年度以後に繰り越す損失の金額	1,500,000 ↑令和3年度使用分	500,000
令和2年	0 ↑損失の金額がなかった年は「0」と記入してください。	0	0
令和3年	2,500,000 ↑令和5年度以後に繰り越す損失の金額		2,500,000

この明細書は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

一番左の列には、損失が生じた年に損益通算しきれず翌年以後に繰り越した損失の金額を記入してください。

損失の生じた年を令和3年とすると、

- ・その年の末日：令和3年12月31日
  - ・その年の末日の属する年度：令和3年度 となります。
- 令和3年分の損失(つまり令和4年度分として申告した損失)を差し引くのは、令和4年度の上場株式等の譲渡所得等または申告分離課税を選択した上場株式等の配当等(つまり令和5年度分の申告)からなので
- ・その年の末日の属する年度の翌々年度：令和5年度 となります。

令和4年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表  
(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

より抜粋

参考

令和4年分の確定申告で申告する上場株式等に係る譲渡所得等の金額は100万円であったとします

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (平成29年分 令和元年分)	④(前年分の付表の⑦欄の金額) 円 500,000	⑥(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 500,000 ⑤(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の2年前分 (平成28年分 令和2年分)	④(前年分の付表の⑧欄の金額)	⑥(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑤(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ (B - E - G) 円
本年の前年分 (平成30年分 令和3年分)	④(前年分の付表の⑤欄の金額) 2,500,000	⑥(上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ①(分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 500,000	⑧ (C - H - I) 2,000,000
		計算明細書の「上場株式等」の②へ 1,000,000	
		第三表⑨へ	
		申告書第三表⑨へ(※2) 2,000,000	⑪ 円 2,000,000
		⑩(前年分からの繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額) (5 + 7 + 8)	

その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。(翌年

↑  
「令和5年度分 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の(a) - (b)に該当する部分

市民税・県民税は翌年度以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額が250万円であるのに対し、所得税は200万円になります。

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算明細書の①0とみなします。)及び「⑥本年分の譲渡損失の金額」として、まず上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (6 - 10)	⑫ 申告書第三表⑨へ 円
---	--------------

※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑨欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

い場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額を